

## むつ市地産地消運動協力店登録要領

### (目的)

第1 むつ市が提唱する地産地消運動の目的に賛同し、市の安全・安心で新鮮な農林畜水産物及びその加工品（以下「むつ市産品」という。）の生産向上と消費拡大に寄与する直売所・小売店・量販店、宿泊施設・飲食店、食品加工事業者（以下「事業者等」という。）を「むつ市地産地消運動協力店」（以下「協力店」という。）として認定し、「地産地消」の普及啓発活動を実施する。

### (申請等)

第2 協力店の登録を受けようとする事業者等は、登録申請書（様式第1号）を市長に申請するものとする。

### (認定)

第3 市長は、事業者等から登録の申請を受けた場合、その申請内容を審査し、第4に掲げる基準を満たすと認められた場合、協力店として認定する。

2 市長は、認定を受けた事業者等に認定証（様式第2号）を交付する。

### (認定基準)

第4 協力店の認定基準は、地産地消運動の目的に賛同し、次に掲げる基準のいずれかを満たすものとする。

(1) むつ市産品を一定量取り扱い、積極的に活用する事業者等であること。

(2) むつ市産品の購入、利用促進及び周知拡大に向けて、積極的な取り組みを行う事業者等であること。

### (申請内容の変更と更新)

第5 申請書記載事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を市長に報告する。

2 協力店は、当該年度の実績報告書（様式第3号）を審査し、協力店として適当と確認された場合、自動的に更新されるものとする。

### (調査)

第6 市長は、協力店と認定された事業者等に対し、協力店としての認定基準を満たしているか調査することができる。

(報告)

第7 協力店は、該当年度の実績を実績報告書(様式第3号)により、翌年度の5月末日までに市長へ報告しなければならない。

(広報宣伝)

第8 協力店は、市から提供又は貸出しされたPR資材を用い、むつ市产品及び地産地消運動の広報宣伝を積極的に行うものとする。

2 市は、協力店の利用拡大を通じたむつ市製品の消費拡大及びイメージアップを図るため、市のホームページ等において協力店の広報宣伝を行う。また、各種PR資材を整備し、協力店への提供又は貸し出しを行うものとする。

(認定の取消)

第9 市長は、次の事由に該当する場合「協力店」の認定を取消することができる。

(1) 営業を終了した場合

(2) 認定基準に該当しなくなった場合

(3) 消費者の信頼又はむつ市製品のイメージを著しく失墜させる行為等を行った場合

(4) その他市長が必要と判断した場合

2 協力店の認定を受けた事業者等が、認定を取り消された場合には、速やかに認定証を返還するものとする。

(苦情処理)

第10 協力店は、地産地消運動に関する食品、商品等に対して苦情があったときは、自己の責任において必要な措置を講じるとともに、市長に対して速やかにその旨を報告しなければならない。

(補則)

第11 この要領のほか、必要な事項については市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成25年9月2日から施行する。